

最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について（お知らせ）

令和 5 年 8 月 1 日
技 術 監 理 課 長

下松市が発注する建設工事等の入札では、契約内容に適合した履行を確保し、極端な低価格による受注を防止するために、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を実施していますが、それぞれの算定方法を見直すことを目的として、『下松市建設工事に係る最低制限価格に関する要領』及び『下松市建設工事に係る低入札価格調査に関する要領』の一部改正と『「下松市建設工事に係る最低制限価格に関する要領」又は「下松市建設工事に係る低入札価格調査に関する要領」に関する工事費の構成取扱要領』の制定を、令和 5 年 10 月 1 日から指名通知又は入札公告するものから行いますのでお知らせします。

主な改正内容

1. 最低制限価格制度
 - ① 対象工事を変更します。
 - ② 土木系及び営繕系工事の算出方法を変更します。
2. 低入札価格調査制度
 - ① 土木系及び営繕系工事の算出方法を変更します。
 - ② 調査基準価格を設定する際に定めていた上限額及び下限額の設定を削除します。
 - ③ 調査基準価格の算出は、調査基準価格算定調書様式【下松市建設工事に係る低入札価格調査に関する要領（別記第 1 号様式、別記第 1 - 1 号様式又は別記第 1 - 2 号様式）】により行います。
 - ④ 判断基準額の算出割合を変更します。
3. 最低制限価格制度と低入札価格調査制度に関する工事費の構成について
 - ① 要領の参考資料のとおり諸経費を読替えます

1. 最低制限価格制度について（算出方法の改正）

（1）対象工事の変更

【改正前】

対象となる工事は、競争入札に付する工事のうち、請負対象設計額が 500 万円以上のものとする。

【改正後】

対象となる工事は、競争入札に付する工事のうち、請負対象設計額が 500 万円以上のものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

（1）土木系工事のうち、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事

（2）営繕系工事のうち、営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事であって、直接工事費に占める機器単体費の割合が 10 分の 3 以上の工事

- (3) 土木系工事又は営繕系工事のうち、解体工事
- (4) 総合評価競争入札により執行する建設工事

(2) 土木系工事

【改正前】

予定価格×91/100 から千円未満を切り捨てた額とする。

【改正後】

直接工事費×10/10+共通仮設費×9/10+現場管理費×9/10+一般管理費×7/10(各費目に所定の率を乗じて小数点以下を切り捨てた額。) から千円未満を切り捨てた額とする。

(3) 営繕系工事

【改正前】

予定価格×92/100 から千円未満を切り捨てた額とする。

【改正後】

(直接工事費－現場管理費相当額A) ×10/10+共通仮設費×9/10+ (現場管理費+現場管理費相当額A) ×9/10+一般管理費×7/10(各費目に所定の率を乗じて小数点以下を切り捨てた額。) から千円未満を切り捨てた額とする。

※現場管理費相当額Aは、以下によるものとする。

ア イを除く営繕系工事 直接工事費×1/10(小数点以下を切り捨てた額。)

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 直接工事費×2/10(小数点以下を切り捨てた額。)

2. 低入札価格調査制度について(算定方法の改正)

(1) 土木系工事

【改正前】

(土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事)

直接工事費×9.7/10+共通仮設費×9/10+現場管理費×9/10+一般管理費×6.8/10

ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

【改正後】

(土木等一般工事)

直接工事費×10/10+共通仮設費×9/10+現場管理費×9/10+一般管理費×7/10(各費目に所定の率を乗じて小数点以下を切捨てる。) から千円未満を切り捨てた額とする。

(土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事)

直接工事費×10/10+機器単体費×9.2/10+共通仮設費×9/10+現場管理費×9/10+一般管理費×7/10(各費目に所定の率を乗じて小数点以下を切捨てる。) から千円未満を切り捨てた額とする。

(2) 営繕系工事

【改正前】

(直接工事費－現場管理費相当額A) × 9.7 / 10 + 共通仮設費 × 9 / 10 + (現場管理費 + 現場管理費相当額A) × 9 / 10 + 一般管理費 × 6.8 / 10

※現場管理費相当額Aは、以下によるものとする。

ア イを除く営繕系工事 直接工事費 × 1 / 10

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 直接工事費 × 2 / 10

ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

【改正後】

(直接工事費－現場管理費相当額A) × 10 / 10 + 共通仮設費 × 9 / 10 + (現場管理費 + 現場管理費相当額A) × 9 / 10 + 一般管理費 × 7 / 10 (各費目に所定の率を乗じて小数点以下を切捨てる。) から千円未満を切り捨てた額とする。

※現場管理費相当額Aは、以下によるものとします。

ア イを除く営繕系工事 直接工事費 × 1 / 10 (小数点以下を切捨てる。)

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 直接工事費 × 2 / 10 (小数点以下を切捨てる。)

(3) 判断基準額

【改正前】

判断基準額は調査基準価格から調査基準価格の3%を差し引いた額とする。

【改正後】

判断基準額は調査基準価格から調査基準価格の2%を差し引いた額とする。(小数点以下を切捨てる。)

3. 最低制限価格制度と低入札価格調査制度に関する工事費の構成について

要領の参考資料のとおり諸経費を讀替えることとする。

4. 施行期日

令和5年10月1日から施行し、同日以後に指名通知又は入札公告をする工事から適用します。

以上